

## Q：交通反則通告制度とは？

### 切符への署名・指印は必ずしないといけないの？

交通反則通告制度は、自動車、原動機付自転車などの運転者の違反行為のうち、法律で定められた一定の違反（無免許、飲酒運転など一部の悪質な違反を除く）について、一定期間内に定額の反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理されるという制度です。

反則行為で、警察官から告知を受けた場合、交通反則告知書（青切符）と仮納付書を渡されます。この場合、告知内容に異議がなければ、その日を含めて8日以内に仮納付書に記入された金額の反則金を銀行、郵便局（簡易郵便局を含む）、信用金庫（一部の金融機関を除く）に納めると、全ての手続きは終わります。

交通反則告知書と仮納付書を渡されて、8日以内に納付しなかった時は、宮城県警察交通反則通告センターに出頭し（閉庁日を除く執務時間内に限る）、通告書で反則金納付の通告を受けることとなります。通告を受けた人は、その日を含めて11日以内に前記金融機関に反則金を納付すると手続きは終わります。

遠隔地などで交通反則通告センターに出頭できない人には、通告書と納付書が郵送されます（郵送手数料が加算されることに注意）。

この交通反則通告制度の適用を拒否して反則金を納めなかった時は、違反を檢察庁あるいは家庭裁判所に送致することとなります。

なお、反則通告制度については警察官に渡される青切符の裏面にも説明書きがありますので参考にしてください。

交通反則通告制度の適用をうけるか、それを拒否するかは違反した方が選択することになるのです。

また、交通反則告知書を警察官が作成した場合、供述書欄に署名・押印等を求めますが、これについても同様に強制するものではありません。

お願い

反則金納付書の期限切れに関する問い合わせについては  
最寄りの警察署又は宮城県警察交通反則通告センター  
に事前にお問い合わせください。

宮城県警察交通反則通告センター

022-266-0255

